

## 求人・求職者のみなさまへ

有料職業紹介事業許可番号：13-ユ-313360

一般社団法人グラミン日本

東京都中央区日本橋室町一丁目 8 番 7 号

東信室町ビル 4 階

### 取扱うべき職種の範囲その他の業務の範囲

- ・当事業所の取扱職種は、
  - 01 管理的職業
  - 02 研究・技術の職業
  - 03 法務・経営・文化芸術等の専門的職業
  - 05 保育・教育の職業のうち、031 学校等教員、032 習い事指導等教育関連の職業
  - 06 事務的職業
  - 07 販売・営業の職業
- です。
- ・当事業所の取扱職種は、国内です。

### 手数料に関する事項

- I. 求職者から徴収する手数料
  - 求職者の方へ
  - 手数料は一切申し受けません。
- II. 求人者から徴収する手数料
  - 求人者の方へ
  - 別紙の手数料表により申し受けます。

### 求人者の情報に関する事項

- ・求人者情報の取扱者は、職業紹介責任者の百野公裕です。
- ・求人者の情報は、職業紹介事業にかかるものに限りします。

### 個人情報の取扱いに関する事項

- ・個人情報の取扱者は、職業紹介責任者の百野公裕です。
- ・取扱者は、本人から個人情報の開示請求があった場合、本人の資格や職業経験など客観的事実に基づく情報開示を遅滞なく行います。さらに、これに基づき訂正請求があった場合、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正します。

- ・ 職業紹介で応募を希望する求人先に応募情報を提供する際に使用します。

#### **苦情処理に関する事項**

- ・ 苦情処理の担当者は、職業紹介責任者の百野公裕です。
- ・ 苦情の申出があった場合は、誠意をもって対応いたします。

#### **返戻金に関する事項**

別紙のとおり返戻金制度を設けています。

有料職業紹介事業許可番号：13-ユ-313360

一般社団法人グラミン日本

東京都中央区日本橋室町一丁目 8 番 7 号

東信室町ビル 4 階

## 有料職業紹介手数料表

| サービスの種類及び内容                          | 手数料の額及び負担者                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 求人受理時の事務費用                           | 0 円<br>手数料負担者は求人者とします                                                                                                                                                                                                                      |
| 求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス<br>【職業紹介サービス】 | 成功報酬<br>(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)<br>当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金<br>(内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の<br>35%<br><br>(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)<br>当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分)に<br>支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に<br>記載されている額) の<br>35%<br>手数料負担者は 求人者 とします。 |

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

## 有料職業紹介事業における返戻金制度に関する事項

当社より紹介し採用された求職者が、早期退職した場合、頂戴した紹介手数料の一部を払い戻しする制度を設ける場合があります、以下を基本としています。ただし、求人者との個別の契約において、次の条件とは異なる取り決めを行う場合があります。

- (1)入社日以後 1 ヶ月未満の場合は紹介手数料の 70%を返還するものとする
- (2)入社日以後 1 ヶ月以上 2 ヶ月未満の場合は紹介手数料の 50%を返還するものとする
- (3)入社日以後 2 ヶ月以上 3 ヶ月未満の場合は紹介手数料の 20%を返還するものとする
- (4)入社日以後 3 ヶ月以上 6 ヶ月未満の場合は紹介手数料の 5%を返還するものとする